ケアビレッジこころ伏見・淀デイサービスセンター
指定通所介護（指定介護予防型デイサービス）事業運営規程

（事業の目的）
第１条　この規程は、株式会社介護サービスステーションこころが開設するケアビレッジこころ伏見・淀デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護（指定介護予防型デイサービス）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態もしくは要支援状態にある利用者又は事業対象者（以下「要介護者（要支援者)」という。）に対し、適正な通所介護（介護予防型デイサービス）サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）
第２条　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に要介護者（要支援者）の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
２　指定通所介護事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、要介護者（要支援者）の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
３　指定介護予防デイサービスの従業者は、要介護者（要支援者）が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
４　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
５　前４項のほか、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２５年１月９日京都市条例第３９号)」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１１年厚生省令第３７号)、「京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」等、その他指定を受ける市町村の定める規則等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

⑴　名　　称　ケアビレッジこころ伏見・淀デイサービスセンター

⑵　所 在 地　京都市伏見区淀際目町１９３－１

⑶　事業単位　１単位

⑷　利用定員　１日２０人

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

⑴　管理者　１人（看護職・機能訓練指導員と兼務が常勤で１人）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

⑵　生活相談員　２人以上（サービス提供時間を通じて毎日常時１名以上配置する）

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

⑶　看護職員　１人以上（毎日１人以上配置する。）

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

⑷　介護職員　３人以上（サービス提供時間を通じて毎日常時１名以上配置する）

介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

※生活相談員又は介護職員のうち１名以上を常勤とする。

⑸　機能訓練指導員　１人以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練指導及び助言を行う。

⑹　その他の従業員

事務職員　１人（介護職員と兼務で非常勤職員が１人）

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間等）

第５条　事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

⑴　営業日　月曜日から土曜日までとする。ただし、１２月２９日から１月３日まで及び祝祭日を除く。

⑵　営業時間　午前８時３０分から午後１７時３０分までとする。

⑶　サービス提供時間　午前９時３０分から午後１６時３０分までとする。

（事業の内容及び利用料等）

第６条　事業の内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代

理受領サービスであるときは、市町村から利用者に対して交付される介護保険負担割合証記載の負担割合の額の支払いを受けるものとする。

⑴　食事の提供
⑵　入浴サービス
⑶　日常生活動作の機能訓練
⑷　健康状態チェック
⑸　生活指導
⑹　レクレーション
⑺　送迎
⑻　アクティビティ（介護予防）

２　食材料費は、一食当たり６５０円、おやつ代１１０円を徴収する。

３　おむつ代は、その実費を徴収する。

４　日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用及び行事等利用者の希望によるレクリエーションに参加していただく場合の費用は実費を徴収する。

５　正当な理由がなく通所介護サービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。ただし、第 1 項の費用であって、月額で算定するものは除く。）キャンセル料については下記のとおり。

利用日の 2 日前までに連絡が合った場合	無　料
利用日の前日に連絡があった場合	利用料自己負担部分の５０％
利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用料自己負担部分の１００％

６　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

７　前項の利用者等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。

（緊急時等における対応方法）

第７条　従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　事業の提供により事故が発生した場合は、京都市その他、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）
第８条　事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
２　事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
３　事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（通常の事業の実施地域）
第９条　通常の事業の実施地域は、伏見区（納所学区・美豆学区・淀南学区)、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口町）久世郡久御山町、向日市、長岡京市、大山崎町（介護予防デイサービス除く）の区域とする。

（非常災害対策）
第１０条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年２回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（個人情報の保護）
第１１条　事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
２　事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

（虐待の防止）
第１２条　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる者とする。
（１）　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２） 虐待の防止のための指針を整備する。
（３） 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
（４） 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）
第１３条　当事業所の利用に当たっての利用者の留意事項は次のとおりとする。
⑴　サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示することとする。
⑵　事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用することとし、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行うものとする。
⑶　決められた場所以外での喫煙は行わないこととする。
⑷　他の利用者の迷惑になる行為は行わないこととする。
⑸　金銭等の管理は各自で行うこととする。
⑹　事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わないこととする。

（衛生管理・感染症等）
第１４条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
２　事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。
⑴ 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底を図る。
⑵ 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
⑶ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等）
第１５条　事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。
（１） 事業者は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。

（２） 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

（その他運営についての留意事項）

第１６条　事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

⑴　採用時研修　採用後３か月以内

⑵　継続研修　年１回以上

２　従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、株式会社介護サービスステーションこころと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

５　事業所は、通所介護・介護予防デイサービスに関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

附　則

この規程は、平成２４年３月３１日から施行する。

この規程は、平成２５年４月　１日から施行する。

この規程は、平成２５年９月　２日から施行する。

この規程は、平成２６年４月　１日から施行する。

この規程は、平成２６年４月１２日から施行する。

この規程は、平成２６年９月１９日から施行する。

この規程は、平成２９年４月　１日から施行する。

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

この規定は、令和７年４月１日から施行する。